

防災行政無線などの情報伝達訓練を実施します

お問い合わせ 総務課 総務係 (16番窓口) ☎ 64-1108

地震・津波や武力(ミサイルなど)攻撃などの発生時に備え、次のとおり防災行政無線などをを用いた訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)(※)を用いた全国的な訓練です。

- (1) 訓練実施日時 11月14日(火) 11:00ごろ
- (2) 訓練で行う放送試験

情報伝達手段	放送内容
防災行政無線	町内に設置してある防災行政無線及び防災ラジオから、一斉に、次のように放送されます。 【放送内容】上りチャイム音 + 「これは、Jアラートのテストです。」×3 + 「こちらは、ぼうさいゆあさです。」+ 下りチャイム音



(※) Jアラートとは、地震・津波や武力(ミサイルなど)攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

700MHz 利用促進協会の試験電波照射について

スマートフォン普及に伴うデータ通信速度の低下等の改善のため、携帯電話事業者が設立した一般社団法人700MHz利用促進協会が、700MHz帯の電波利用に伴うテレビ映像の障害に対して、無料で訪問、調査、工事を行っています。

また11月16日(木)からは試験電波の照射も行なわれます。それに伴い右記チラシが投函されたり作業員が訪問することがありますが、特殊詐欺ではありません。

詳しくは、☎0120-700-012
までご連絡ください。



町長メッセージ

湯浅町長 上山章彦



去る9月28日、伝建地区内の北町にある古民家を改修した宿泊施設「千山庵」がオープンしました。この古民家は、江戸末期から明治初期に建てられたと推測される伝統的建造物ですが、空き家となっていたため、町が借り受け、宿泊体験ができる施設へと整備しました。今回の整備は、「宿泊施設の整備」というだけでなく、「空き家対策」「町内事業者の新規事業参入による地域活性化」を促すモデル事業として進めてきました。整備にあたっては、内閣府や文化庁の支援を受け、内装から外観まで修理を行い、伝統的建造物としての魅力を最大限に還元しました。

昨年、湯浅町には国内外からの観光客が増えています。日帰り立ち寄り型の観光が多くなっています。また、「見る」観光から「体験する」観光へとシフトしているとも言われています。より長く湯浅

に滞在してもらい、より多くの湯浅の魅力に触れていただくためには、付加価値のある魅力的な宿泊施設が必要であると感じています。伝統的な町並みの中にある昔ながらの町家に泊まり、湯浅の美味しさを味わい、存分に湯浅の魅力を体験し、満足して帰っていただき、その方達から湯浅の魅力が全国に伝わることを期待しています。今後も、活気と魅力あふれるまちづくりに取り組んでまいります。さて、11月12日には、毎年、町内外から多くの方がお越しいただき好評を得ています「ギョギョッと魚まつり」を開催します。焼き鯖や鯖の炊き込みご飯などが大好評のグルメフェアに加え、昨年に続き今年も、すまみ町のエビとカニの水族館から巡回水族館がやってくる予定です。子どもから大人まで多くの方で賑わい、皆さまが楽しんでくれることを私も楽しみにしています。

町民歴史講座を開催します！

- 日時 11月18日(土) 14時~15時30分
- 会場 湯浅町役場3階なぎホール
- 演題 「石造物から見た湯浅氏」
- 講師 元興寺文化財研究所 研究員 佐藤 亜聖 氏 (有田郡市中世城郭調査指導委員会 委員)



湯浅町 施無畏寺 宝篋印塔

現在行われている湯浅城跡をはじめとした中世城郭調査の中で、有田地方に残る石造物から湯浅一族の交易や、影響を及ぼした範囲などを探る調査が進められています。今回の歴史講座では、調査の経過報告とこれまで見えてきた成果について講演していただきます。何気ない「石」が静かに語る歴史物語に、ぜひご期待ください。

消費者相談窓口について

消費者トラブルでお困りではありませんか？

- 申し込んでもいないのに、健康食品を送ると電話がかかってきた！
 - ネットで注文したハンドバッグが届かない！
 - 携帯をクリックしただけで、アダルトサイトに登録された！
 - 有利な投資の電話がかかってきたが、信用できるのだろうか！
 - 訪問販売で屋根修理を契約したが、クーリングオフしたい！
- 突然降りかかってくる消費者トラブル。このような消費者問題でお困りの際は、お気軽にご相談ください。

・和歌山県消費生活センター ☎073-433-1551
・役場総務課 ☎63-2525

また、専門相談員による消費者相談窓口を駅前多目的広場で開設しています。消費者トラブルに関する相談に応じますのでお気軽にどうぞ。

開設日	場所	電話番号
毎週火曜日	駅前多目的広場	63-4123

※開設時間はいずれも13時~16時(電話相談可)

有田地域共同での相談窓口(下記参照)も開設しています。

開設日	場所	電話番号
毎週月曜日	有田市役所2階人権相談室	83-0225
毎週木曜日	広川町役場1階相談室	63-1122
第1金曜日	有田川町役場清水行政局2階応接室	52-2111
第1以外の全曜日	有田川町役場金屋庁舎1階相談室	

※開設時間はいずれも13時~16時です